

予算決算委員長報告

令和8年3月4日

さる3月2日に開議されました本会議において、予算決算委員会に付託された

「議第47号 令和7年度安来市一般会計補正予算（第8号）」

「議第48号 令和7年度安来市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）」

「議第49号 令和7年度安来市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）」

「議第50号 令和7年度安来市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）」

「議第51号 令和7年度安来市電気事業特別会計補正予算（第2号）」

「議第52号 令和7年度母里財産区特別会計補正予算（第1号）」

「議第53号 令和7年度井尻産区特別会計補正予算（第1号）」

「議第54号 令和7年度赤屋財産区特別会計補正予算（第1号）」

「議第55号 令和7年度安来市水道事業会計補正予算（第5号）」

「議第56号 令和7年度安来市下水道事業会計補正予算（第3号）」

「議第57号 令和7年度安来市病院事業会計補正予算（第3号）」

の11件について、3月3日に「全体会」を開催し審査を行いました。

以下、主な審査経過を報告いたします。

はじめに、「議第47号」について

歳入「16款 財産収入」「株式売払収入」について、委員より、「売却に至った経緯、今後の方針」について質問があり、執行部からは、「この度の売却は政策的判断によるものであり、今後の株式取得については必要に応じて検討する」との答弁でした。

同じく歳入「20款 諸収入」「医学生・看護学生等奨学金返還金」の返還理由について質問があり、執行部からは、「自己都合により学校を辞められた学生が複数人ある」との答弁でした。

続いて、歳出「4款 衛生費」「公的病院等支援事業」について、委員より、「国の財政措置を考慮した場合、2千万円は少ないのでは」との質問に対し、執行部からは、「救急搬送の状況等総合的に勘案したものである」との答弁でした。

同じく「4款 衛生費」「企業会計負担金（病院事業）」について、委員より、「繰り出しの根拠」について質問があり、執行部からは、「毎年度示される総務省の繰り出し基準に基づくもので、これに基づいて算定した額である」との答弁でした。

「6款 農林水産業費」「就農者定住促進賃貸住宅整備事業」について、委員より、「家賃はどのようにして決定するのか」との質問に対し、執行部からは、「過疎債を充当する事業であり、建設費から交付税算入額を控除したものを、今後25年で償還していくことを前提に決定する考えである」との答弁でした。

そのほか、同事業について、委員より、「空き家等の活用は考えないのか」との質問に対し、執行部からは、「利用条件が折り合わない場合もあるが、制度的には可能である」との答弁でした。

「7款 商工費」「温泉施設管理補てん金」について、委員より「原因を特定する必要があるのでは」との質問に対し、執行部からは、「現状は難しいが、再発防止策として、貯湯槽への薬剤注入設備も必要になるかと考える」との答弁でした。

同じく「7款 商工費」「バス事業費」について、委員より、委託料減額分を車両の修繕費に充てる考えはないのか」との質問に対し、執行部からは、「車両の修繕は別途修繕費のなかで計画的に行っている」との答弁でした。

「13款 諸支出金」「基金積立金」について、委員より、「財政調整基金はもう少し多く積み立てるべきではないか」との質問に対し、執行部からは、「昨年度の決算剰余金4億円のうち、半額の2億円程度を積み立てることとし、財政調整基金に1億4千万円、今後の事業資金として地域振興基金に5千万円とした」との答弁でした。

「議第50号」に関しては、委員からの質問はありましたが、審査に影響する内容ではあ

りませんでした。

「議第48号」、「議第49号」、「議第51号」、「議第52号」、「議第53号」「議第54号」、「議第55号」「議第56号」及び「議第57号」に関しては、委員からの質疑等はありませんでした。

議案総括審査においては、議案全てについて質疑等はありませんでした。

採決の結果、「議第47号」、「議第48号」「議第49号」、「議第50号」、「議第51号」、「議第52号」、「議第53号」、「議第54号」、「議第55号」、「議第56号」及び「議第57号」は、全て全会一致により執行部提出原案の通り可決すべきものと決しました。

以上、予算決算委員長報告といたします。